



2020年2月20日

各 位

会社名 パ ス 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 中谷 文明
(コード番号 3840 東証二部)
問合せ先 執行役員管理本部長 梶川 量由
(TEL. 03-6823-6664)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主から、臨時株主総会の招集請求に関する2020年2月18日付けの書面を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求者の概要

本請求をした株主は、Blockchain Global Limited (以下、「BGL社」といいます。)です。同社によれば、同社は、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有している株主であるとのことです。

2. 請求の内容

(1) 株主総会の目的である事項

- 議題1 取締役2名(中谷文明氏及び伊藤雅彦氏)解任の件
- 議題2 監査役2名(福田優氏及び藤井幸雄氏)解任の件
- 議題3 取締役4名選任の件
- 議題4 監査役2名選任の件

(2) 招集の理由(要旨)

BGL社によれば、当社の取締役である中谷文明氏及び伊藤雅彦氏においては、当社が行った株式の取得行為に際して、株式価値の評価に不適切な点があり、取締役の善管注意義務違反等の法令違反が存するものと考えられるとのことです。

また、BGL社によれば、当社の直前期である第29期(2018年4月1日~2019年3月31日)の有価証券報告書において、監査役監査の状況について、「当社の監査役は、(中略)取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会等重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。監査役は、当事業年度において監査役会を15回開催し、監査における重要事項の決議・協議、監査実施内容の共有化等を行っております。代表取締役との定期的な情報交換

等を行い（中略）内部監査部門である管理本部からは報告を受けるなどの連携により実効的な監査に努めております。これらにより取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。」という記載（同報告書 32 頁）があるが、上記取締役らの善管注意義務違反等の疑いについては何ら触れられていないので、BGL 社としては、監査役が、上記取締役らの善管注意義務違反等を看過したということになれば、監査役においても善管注意義務違反を問われかねないものであると考えられるとのことです。

これに対し、当社は、上記株式の取得行為に際し、第三者評価機関の株式価値算定書を取得していたことから、そのような善管注意義務違反等の疑いに該当する事実は認められないと回答したことから、BGL 社は、当社の株主として、BGL 社を含む当社の株主共同の利益を確保し、当社の企業価値をより一層向上させるため、当社の経営体制を早期に刷新し、特定の株主に与しない合理的な事業運営を実施できる適切な人材を当社取締役及び当社監査役に選任すべく、本請求に至ったとのことです。

3. 当該請求への会社の対応方針

本請求に対する当社の対応の方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第、速やかに開示いたします。

以上